

ないとされている(民六四〇条)。また、注文者が、瑕疵修補請求権等を放棄することにより、これらの権利が消滅するとされ、注文者が建築された建物に瑕疵があることを知りながら、何も異議を述べずに引渡しを受けたような場合には、原則として放棄の意思表示があつたと解すべきだとする学説があり(我妻・前掲六三六頁)、これと同旨の裁判例もある(東京地判昭和46年7月19日下民集二巻七・八号七七四頁、東京高判昭和51年3月11日判時八一八号五四頁)。

しかしながら、瑕疵修補の請求権等の放棄は、注文者に重大な影響を及ぼすものであるから、単に注文者が建築された建物の引渡しを受けた際に何ら異議を述べなかつたからといって軽々に瑕疵修補請求権等を放棄したものと認めるのは相当ではなく、建物引渡しの際の状況、瑕疵の内容・程度、放棄によって被る注文者の損害等を総合勘案して慎重に判断すべきであらう。

#### 四 おわりに

以上、建築請負工事契約における建物の瑕疵をめぐる問題点を一応検討してきたが、建築される建物が多様多様であり、その問題となる瑕疵にも様々なものがあるから、民法には比較的多くの条文があるとはいえ、建物の瑕疵をめぐる紛争を合理的かつ妥当に解決することははなはだ困難である。本稿では、紙数と時間的制約の関係もあり、これらの問題を広くかつ深く検討することができず、問題点を指摘するにとどめた。

## 14 建築工事請負人の不法行為責任

白石史子

請負人が自己あるいは下請業者の施工に関し第三者に損害を与えた場合、どのような責任を追及されるのか。請負人の責任は、注文又は指図の過失による注文者の責任とどのような関係にあるか。

### 一 はじめに

- 二 請負人自身あるいはその被用者が、第三者に損害を与えた場合の請負人の責任
- 三 下請負人が、第三者に損害を与えた場合の元請負人の使用者責任(民七二五条)

- 四 元請負人と直接の契約関係にならぬ下請負人の被用者や孫請負人が、第三者に損害を与えた場合の元請負人の使用者責任(民七二五条)
- 五 元請負人の注文者としての責任
- 六 請負人の責任と注文者の責任との関係

### 一 はじめに

建築工事により、第三者(注文者、請負人及びその被用者以外の者)が損害を被つたとして請負人に損害賠償を請求した事例としては、工事そのものによる騒音、振動、地盤沈下等、火災、建築中の建築物等の倒壊による事故、建築資材や器具などの墜下や作業員の転倒による事故、ガス管や電線等の損壊、請負人やその被用者が所有又は運転する自動車による自動車事故、建築建物による日照妨害などがあり、これらの損害を被つた第三者は、民法七〇九条の一般の不法行為、七二五条の使用者責任、七二六条ただし書の注文者の責任、七二七条の土地の工作物の占有者・所有者の責任、自賠法三条の運行供用者の責任の各規定のいずれか、あるいは複数の規定に基づいて、損害賠償を請求し

ている。

わが国の建築・土木工事等の請負契約においては、注文者と実際の工事施工者との間に、元請負契約、下請負契約、場合によっては、孫請負契約と数次の請負契約が締結されることが珍しくないといえ、それぞれの請負契約の内容や工事の工法、現場作業等への注文者や元請負人らの関与形態も様々である。そのため、損害を被った第三者は、注文者、元請負人、下請負人らのいずれに責任があるのか判断することが困難な場合があるし、また、現場で工事を施工する下請人が最も詳細で資力が乏しいことが多いため、下請負人、元請負人、注文者のいずれをも被告として損害賠償を請求するケースが多い。

本稿は、このような事情を踏まえて、建築工事により第三者に損害が生じた場合の元請負人や下請負人の責任について考察するものである。ただし、元請負人も下請負人に対する関係では注文者であるし、下請負人も孫請負人に関する関係では注文者であるところ、注文者の不法行為責任は次稿で詳しい論証がなされると思われるので、本稿では、注文者の不法行為責任と重複する部分については、概略の説明にとどめている。

## 二 請負人自身あるいはその被用者が、第三者に損害を与えた場合の請負人の責任

請負人自身が第三者に損害を与えた場合、損害を被った第三者が、民法七〇九条の一般の不法行為の成立要件（権利侵害、故意又は過失、因果関係、損害）を主張立証して、損害賠償を請求することができることは当然である。また、直接の不法行為者が請負人の被用者である場合には、七一五条により、請負人に対し使用者としての責任を追及することができる。請負人自身あるいはその被用者が交通事故を惹起した場合は、自賠法三条に基づき、請負人に運行供用者としての責任を追及することも多い。これらの場合は、請負人は、それぞれの一般原則に従って責任を負うのであって、請負人であるということから特別の問題があるわけではない。

具体的な事例の内、建築中の建築物等の倒壊による事故、建築資材や器具などの落下や作業員の転倒による事故、

ガス管や電線等の損壊、火災等については、それぞれの実行行為をした者及びその使用者が七〇九条、あるいは七一五条の不法行為責任を負うことはいうまでもない。騒音、振動、地盤沈下等については、工事を施工した請負人は、建築の専門業者としてこのような損害を与えないように万全の措置を講ずる注意義務があるとして七〇九条の不法行為責任が認められることが多い（注文者の責任との関係については後述）。

## 三 下請負人が、第三者に損害を与えた場合の元請負人の使用者責任（民七一五条）

### 1 学説・判例

元請負人と下請負人との契約関係は、請負契約であり、雇用契約ではないにもかかわらず、下請負人の不法行為により損害を被った第三者は、元請負人に対して民法七一五条の使用者の責任を追及できるであろうか。

請負とは、請負人がある仕事を完成し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を支える契約である（民六三三条）。典型的な請負契約においては、仕事を完成する方法は、原則として請負人の自由であって、請負人は注文者に対して独立した地位をもち、自己の裁量によって活動するものであるから、注文者は七一五条の責任を負わない。そこで、通説は、「七一六条本文の「注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス」との規定は、原則として、注文者と請負人との間には七一五条の関係はないから、注文者は、請負人の不法行為について責任を負わない旨注意的に規定したにすぎない。また、注文者の注文または指図について過失があれば、不法行為の一般原則に従い、注文者は七〇九条によって責任を負うことになるから、同条但書の「但注文文ハ指図ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス」との規定も、特に規定する必要がないのであって、注意規定である。」と解している（注意規定説）。これに対し、「七一五条も、七一六条も、ある事業のために他人を使用する者がその被利用者の不法行為につき責任を負う場合を想定したものであるが、請負人は被用者に比較して、注文者から独立した、自己の判断で行動する範囲が大きいので、その不法行為について注文者に責任を負わせるには、七一五条における使用者の

選任・監督の過失の立証責任とは反対に、注文者の注文・指図に過失があることを被害者の側で立証しなければならないものとしたものである」とする説（同列説）もある。しかし、後述のとおり、請負契約においては、請負人の注文者からの独立性の態様は様々であり、雇用契約、請負契約という契約類型のみによって、このような立証責任の転換を認める合理的理由はないといわなければならない。大判昭和9年5月22日（民集一三卷一〇号七八四頁）は、「同列説」を表明したものと解されているが、その後の下級審裁判例は、「注意規定説」に傾いており、最高裁も明確に態度表明をしていないが、「注意規定説」を前提としていると解されている（西宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為下巻七二二頁以下）。

このように、七一六条は、請負人が注文者に対して独立した地位をもち、自己の裁量によって活動する典型的な請負契約を前提としていると解されるが、実際には、建築請負工事における注文者（元請負人）と請負人（下請負人）との関係は様々であり、七一六条が想定するような請負人（下請負人）が注文者（元請負人）に対して完全に独立している関係ばかりではない。特に、注文者と工事施工者との間に元請負人が介在する場合は、元請負人は下請負人を監理監督しており、下請負人が元請負人に対して独立した地位を有していない場合が多い。「注意規定説」も、請負契約であるというだけで注文者（元請負人）が使用者責任を負わないと解しているわけではなく、典型的な請負契約とは異なり、請負人（下請負人）の注文者（元請負人）からの独立性が弱い場合に、七一五条それ自体の解釈として注文者（元請負人）に使用者責任が認められる場合があることは否定していない。ところで、七一五条については、使用者が七一五条による損害賠償責任を負うためには、使用者と不法行為者との間に使用関係がなければならないが、この使用関係は、必ずしも雇用契約に基づくものであることを要せず、委任契約であっても、組合契約であっても、実質的な使用関係があればよいと解されている。したがって、請負契約であっても、注文者（元請負人）と請負人（下請負人）との間に指揮監督の関係が存在し、実質的な使用関係が認められる場合には、注文者（元請負人）も七一五条の

使用者責任を負うと解される。（注釈民法例二七八頁〔森島〕、加藤一郎・不法行為（増補版）一六九頁、幾代進・不法行為一八四頁）。

なお、損害を被った第三者が元請負人に対し七一五条の使用者責任を追及する場合には、元請負人と下請負人との間に実質的な使用関係があり、かつ、下請負人の加害行為が七〇九条の一般的不法行為の要件を充足することを主張立証しなければならないが、これらを主張立証すれば、元請負人の方で、下請負人の選任監督について過失のなかったことを立証しない限り、その責任を免れることはできない。

## 2 具体的事例

それでは、どのような場合に、元請負人と下請負人との間に実質的な使用関係が認められるのであろうか。

現実の建築請負工事における注文者と請負人、元請負人と下請負人との指揮監督関係の態様は様々であるが、その類型を概観すると次のようになる（加藤木精一「建設工事請負と使用者責任」判例不法行為法二五三頁、山本重三「五十嵐健之」坂田隆史「建築工事が第三者に与える問題」不動産法大系IV建築・鑑定・管理（改訂版）一七九頁）。

注文者と実際の工事施工者との間に、元請負人が存在する場合は、注文者の指図権は、契約で定められた内容どおりに仕事を完成させることにとどまり、具体的な施行方法には及ばないのが通常であるから、この場合は、注文者と元請負人との間には、実質的な使用関係が認められず、注文者は原則どおり、七一五条の使用者責任を負わず、七〇九条や七一六条ただし書の責任を負うにとどまる場合が多い。

下請負契約の場合は、元請負人と下請負人との間に実質的な使用関係が認められることがまれではない。これは、下請負契約の場合には、元請負人も建築関係業者であり、実質的に下請負人を指揮監督している場合が多いからである。

元請負人と下請負人の関係としては、次のような態様がある。①請負契約は形式にすぎず、下請負人は元請負人の

専属下請であったり、元請負人やあるいはその被用者が工事の施工の一切を直接監理監督し、材料・機材等のほとんどを元請負人が提供して、下請負人の立場は、実質的には単純労働力供給的な下請である場合があり、このような場合には、元請負人に七一五条の使用者責任が容易に認められる。②建築工事においては、鉄骨工事、鉄筋工事、嵩・土木、コンクリート工事、電気工事、塗装工事、内装工事等の様々な専門工事が必要であるところ、元請負人が、これらの専門工事業者を統括・統合し、それぞれの工事を施工監理する場合もある。このような請負契約の場合には、元請負人が現場を監督し、元請負人の指揮命令は、元請負人と直接関係のない孫請負人やその被用者にも及ぶことが多いが、下請負人が当該工事については元請負人以上の技術能力を持ち、企業規模も大きく施工の上で全く独立している場合もある。③いわゆる丸投げ・トンネル請負などの一括下請の場合（建設業法二二条は、元請負人が請け負った工事を一括して下請に出すことを原則として禁止しているが、注文者の書面による承諾がある場合に限る）、このような一括下請負を容認しているのは、元請負人と下請負人の関係は、注文者と請負人の関係とほぼ同様と考えられる。しかし、元請負人が大手や有名な建設業者であって、元請負人の名義で施工される場合等には、元請負人に使用者責任が認められることがある。

裁判例においては、元請負人と下請負人との間に実質的使用関係を認めるに当たって、次のような事情が考慮されている。①元請負人が、その被用者を建築現場に派遣して下請負人やその被用者を直接指揮監督していたり、元請負人が工事現場付近に現場事務所を設置して、工事全般の工程を管理し、下請負人に指示を与えたりしていた場合、②形式は下請であっても、下請負人は元請負人の専属的下請であるかこれに近い場合、③元請負人が作業服、材料や機械・器具機材、自動車等を下請人に提供している場合、④下請人が、請負作業の工程表を予め元請負人の従業員に提出し、元請負人が一定の場合には、請負作業の全部又は一部の中止や是正を命ずることができる場合、⑤下請人が工事に使用している自動車や機材に元請負人の名を表示していた場合（裁判例の分析、紹介については、澤井裕「公害に関する民

事裁判例の研究」七請負工事の注文者の責任」判時五一〇号八三頁、後藤勇「注文者・元請負人の不法行為責任（上）」判タ三八九号二二頁、滝澤孝臣「工事事故と注文者の不法行為責任」裁判実務大系16不法行為訴訟法②五七九頁及び現代民事裁判の課題④八三一頁参照。なお、元請負人の使用者責任が認められた右各文献に登場されていない裁判例としては、大阪地判昭和56年3月30日判タ四五四号一三二頁、大阪地判昭和54年6月28日判時九四五号八一頁、東京高判昭和53年8月28日判時九〇九号四九頁がある。

#### 四 元請負人と直接の契約関係にない下請負人の被用者や孫請負人が、第三者に損害を与えた場合の元請負人の使用者責任（民七一五条）

元請負人と直接の契約関係にない下請負人の被用者や孫請負人の不法行為について、元請負人が使用者責任を負うためには、元請負人と下請負人の被用者や孫請負人との間に実質的な使用関係が認められる必要がある。実質的な使用関係のほかには被用者の使用についての元請負人の明示又は黙示の許諾を必要とするとした判例もあったが、現在ではこれを要件として明示する判例は見られない（西宮和夫・前掲六六七頁）。そして、「実際においては、下請負人に対する元請負人の指揮監督権が留保されておれば、下請負人に使用され、現場で工事について労力を提供しているものに対して、その指揮監督権が及ぶと見て差し支えない」（最判解説37年度四五四頁、後藤・前掲二六頁）。

ここで注意すべきは、一般の雇用契約に基づいて雇われた被用者の不法行為について使用者責任を負う場合に比べて、直接の契約関係にない下請負人の被用者や孫請負人の不法行為についての使用者責任に関しては、七一五条の「事業ノ執行ニ付キ」の範囲が狭く解されていることである。すなわち、七一五条の「事業ノ執行ニ付キ」について、判例は、いわゆる外形標準説を採っているが、最判昭和37年12月14日（民集一六卷二二号三三六八頁）は、「下請負人Aが、工事現場から自宅に帰宅するに際し、知人Bに、Aが下請負業に常用していた小型トラックの運転を依頼し、右トラックで工事現場事務所から最寄りの駅まで行ってAが下車した後、Bが右トラックを運転して私用に赴き、その帰路、交通事故を起こして原告に損害を与えた」事案について、下請負人Aの使用者責任については「右事

実関係からすれば、Bの本件自動車の運転は、Aの下請負業自体の執行ではないけれども、自動車を使用する同人の前記下請負業と密接な関係にあり、客観的にみて同人の支配の範囲内にあるものであるから、その事業の執行についてなされたものというべきであるとした原判決は正当としてこれを是認しうる。」としてこれを肯定しつつ、元請負人の使用者責任については、「元請負人が下請負人に対し工事上の指図をしもしくはその監督のもとに工事を施行させ、その関係が使用者と被用者との関係またはこれと同視しうる場合であっても、下請負人の被用者の不法行為が元請負人の事業の執行につきなされたものとするためには、直接間接に被用者に対し元請負人の指揮監督関係の及んでいる場合に加害行為がなされたものであることを要する。」としてこれを否定した。その根拠として、右裁判の判例解説を担当した右田亮雄判事は、「元来民法七一五条の使用者責任は、ある事業について他人を使用する者は、その他人の労働力を自己の企業経営上の組織の中に吸収し、企業経営主としての意思支配を通じて利得をおさめるのであるから、その被用者が事業の執行につき第三者に加えた損害を企業経営上生じた損害として負担するという理念にもとづくものであるが、下請負における元請負人の指揮監督権は、総じて下請負人の事業経営の全般に介入して発動されるために留保されるというよりは、元請負人にとって、もっとも利害及び関心の深い当該工事の施行に関して発動されるために留保されるにすぎず、元請負人は留保された範囲においてのみ下請負人を自己の企業経営上の組織に吸収せしめているに過ぎないから、指揮監督権を通じて元請負人が負担すべきであるとされる民法七一五条の責任もその範囲に限定され、その範囲内において下請負人が他人に加えた損害のみをもって元請負人の企業経営上生じたものというべきなのであろう。従って、下請負人が第三者を使用している場合、その者が元請負人の企業経営組織に吸収せしめられているとい得るがためには、その者に対して直接か又は下請負人を通して間接的に元請負人の指揮監督関係が及び得る場合でなければならない。そして、この場合第三者に対し元請負人の指揮監督関係が及び得ると考えられる範囲は、特段の事情のない限り当該工事の施行に関するものに限定されるものと考え得よう。」(裁判解説昭和37

年度四五頁)と解説している。

以上によれば、元請負人と直接契約関係にない下請負人の被用者や孫請負人の不法行為によって損害を被った第三者が、元請負人の使用者責任を追及するためには、元請負人と下請負人の被用者や孫請負人の不法行為者との間の実質的な使用関係を主張立証し、かつ、下請負人の被用者や孫請負人の不法行為が、直接間接に元請負人の指揮監督関係の及んでいる行為であることを主張立証することを要することになる。

### 五 元請負人の注文者としての責任

元請人も、下請人との関係では注文者であるから、下請人の施工した工事に付き、元請負人に注文又は指図に過失があったときは、七一六条ただし書によって責任を負うことになる。七一六条ただし書の「注文文へ指図ニ付き注文者ニ過失アリタルトキ」とは、注文者がある請負人を選任し、又は、選任した請負人に具体的なプランを示したり仕事のやり方を指図したことが原因となって第三者に損害を加え、しかも、その結果の発生することは相当の注意をすれば注文者において予見し得た場合をいう(我妻・有泉・四宮・判例コンメンタールIV事務管理・不法行為・不当利得二八頁)が、その詳細については、次稿に譲る。

### 六 請負人の責任と注文者の責任との関係

注文者が七一六条ただし書の責任を負う場合、注文者は自己の行為について責任を負うのであるから、必ずしも請負人に不法行為が成立することは必要ない。注文者が責任を負う場合、請負人は、注文者の指示に従ったことを理由に免責されるであろうか。請負人自身の過失についての判断ではあるが、「請負人は、注文者との契約に基づき、その義務の履行として工事の施工を行った者に過ぎない。」として、注文者の責任のみを認め、請負人の責任を認めなかった裁判例もある(名古屋地判昭和58年8月29日判時一〇一〇号九頁、横浜地判昭和63年6月17日判時三〇〇号八六頁)。しかし、請負人が、具体的な工事方法等についての知識・技術を有せず、注文者の指示に従うだけの立場であったり、

請負人が注文者の完全な支配下にあるなど、注文者のいわば道具にすぎない場合は、注文者のみが責任を負い、請負人が責任を負わない場合もないとはいえないが、通常は、請負人は、建築等の工事の専門業者であり、たとえ、注文者の具体的な注文又は指図があっても、それが適切でないときはこれを注文者に進言するなどして、第三者に損害を与えないように万全の措置をとる義務を負っているといふべきである（請負人が注文者の指示に従った場合でも、請負人の損害賠償責任を認めた裁判例として大阪地判昭和63年2月29日判時一三〇一〇号二二頁）。

それでは、逆に、請負人が専門家であることを理由に、注文者には責任がないといえるだろうか。発注者が建設工事について請負人以上の専門的な知識をもっていないことから、注文者の指図に過失がないとする裁判例もある（東京地判昭和61年9月12日判タ六四六号一八四頁、大阪地判昭和52年2月4日判時八六〇号二九九頁）。しかし、最判昭和54年2月20日（判時九二六号五六頁）は、「（注文者としては）たとえ建築工事等についての専門的知識がなくても、右工事が施行されれば本件建物に被害を及ぼすことを容易に予測し得たものといふべきであるから、本件建物に被害を及ぼさないような措置を講ずるよう請負人に命ずべき注意義務が、また、もし請負人が右措置を講じないで工事を施行する場合には直ちに工事を中止させるなどの注意義務があるものといふべきである。」と判示している。

以上につき、滝澤・前掲（裁判実務大系16五八九頁）では、「注文者の注文・指図に過失があり、これに基づいて工事を施行すれば、損害の発生が避けられないと請負人自身も認識し、あるいは、予見しえたのに、請負人が工事を受注し、これを施行した場合に、請負人のその点の主体的な判断は、通常、請負関係の必然的な因果の流れのなかにあつて、注文者の責任を否定する理由にはならず、さりとて、請負契約に基づく義務の履行にすぎないとして、請負人の責任を否定する理由にもならないから、結局、両者の不法行為責任が肯定されることにならう」としている。裁判例においても、注文者及び請負人双方に不法行為責任を認めている例（最近の判例として、東京高判平成9年2月19日判時一六二九号七一頁、東京地判平成8年12月26日判時一六二四号一〇九頁、浦和地判平成7年3月10日判タ九〇八号二〇六頁、東京地判平

成6年7月26日判時一五二五号八三頁、大阪地判昭和61年10月30日判タ六四七号一九一頁）が多い。なお、この場合、注文者と請負人との共同不法行為（民七一九条）が成立することになる。

編 集 者

塩崎 勤  
東京高等裁判所判事  
安藤 一 郎  
弁護士・東洋大学講師

判 例 索 引

(明 治)	大判明治37年6月22日民録10輯861頁	130	新潟地高田支判昭和28年11月14日下民集4巻11号1687頁	328頁
	大判明治38年6月19日民録11輯987頁	359	新潟地判昭和28年12月24日行裁例集4巻12号3158頁	337
	大判明治41年5月12日民録14輯558頁	154	山口地判昭和29年6月19日行裁例集5巻6号1510頁	299
	大判明治45年3月16日民録18輯255頁	154	大阪高判昭和29年6月25日行裁例集5巻6号127頁	327
(大 正)	大判大正元年12月20日民録18輯1006頁	119	前橋地決昭和29年7月17日行裁例集5巻7号1706頁	299
	大判大正3年12月26日民録20輯1208頁	130	福岡地判昭和30年4月25日行裁例集6巻4号1027頁	285
	大判大正4年5月24日民録21輯803頁	130	名古屋高判昭和30年10月17日行裁例集6巻10号250頁	327
	大判大正4年12月24日民録21輯2182頁	94	最判昭和31年3月30日民集10巻3号242頁	365
	大判大正4年12月28日民録21輯2295頁	177	大阪地判昭和31年10月31日行裁例集7巻10号2531頁	259
	大判大正5年5月27日民録22輯1035頁	357	東京地判昭和34年2月17日下民集10巻2号296頁	130, 132
	大判大正5年12月13日民録22輯2417頁	131	東京地判昭和34年4月24日下民集10巻4号815頁	6, 8, 9, 17
	大判大正7年2月20日民録24輯349頁	205	最判昭和34年7月28日判時203号13頁	426
	大判大正13年3月29日民集3巻207頁	348	札幌高判昭和34年12月18日判夕99号83頁	353
	大判大正15年2月22日民集5巻2号99頁	133	東京高判昭和35年3月11日行裁例集11巻3号515頁	339
(昭 和)	大判昭和3年10月27日民集7巻848頁	364	大阪高判昭和35年7月28日行裁例集11巻7号1916頁	337, 340
	東京区判昭和6年2月21日新聞3382号11頁	173	山口地判昭和36年2月20日下民集12巻2号320頁	18
	大判昭和6年11月27日民集10巻1113頁	420	広島地決昭和36年4月10日判夕119号86頁	401
	大判昭和7年4月30日民集11巻8号780頁	121, 205	最判昭和36年7月7日民集15巻7号1800頁	175
	大判昭和7年5月9日民集11巻8号824頁	130	福岡地判昭和36年8月31日下民集12巻8号2166頁	208
	大判昭和9年5月22日民集13巻10号784頁	182	前橋地判昭和36年9月14日下民集12巻9号2268頁	389
	大判昭和10年3月29日法字4巻1474頁	364	東京高判昭和36年12月20日高民集14巻10号730頁	167
	大判昭和10年10月1日民集14巻18号1671頁	132, 133	福岡高判昭和37年10月16日下民集13巻10号2090頁	306
	大判昭和10年11月6日法字5巻635頁	130		
	大判昭和13年7月5日判決全集5巻16号4頁	119		
	大阪高判昭和16年5月20日判夕449号75頁	318		
	大判昭和18年7月20日民集22巻660頁	131		
	東京地判昭和20年2月20日判時794号89頁	37		
	東京高判昭和24年3月9日行裁月報15号240頁	339		
	松山地判昭和24年11月17日行裁月報23号405頁	327		
	東京地決昭和25年6月13日下民集1巻6号886頁	306		
	最判昭和27年11月20日民集6巻10号1038頁	330		
	東京地判昭和28年2月18日行裁例集4巻2号			

新・裁判実務大系  
建築関係訴訟法

1999年11月29日 初版第1刷印刷  
1999年12月10日 初版第1刷発行

©編者 塩崎 勤  
安藤 一 郎  
逸 見 俊 吾  
株 式 会 社 青 林 書 院  
電話 (03) 3815-5897  
振替 00110-9-16920  
〒113-0033 東京都文京区本郷6-4-7  
印刷/製本・中央精版印刷株式会社

検印廃止 著丁・乱丁本はお取り替えないいたします。  
1999 Printed in Japan  
ISBN4-417-01217-2